

小川町駅周辺の空き店舗等への 出店を支援します！

商店街のにぎわいの創出及び活性化を目的に空き店舗等を賃借して、小売業、飲食業又はサービス業などを営もうとする元気な事業者（個人含む）に、改修費と家賃の一部を補助いたします。

まずはご相談ください！！

【対象事業】（日本標準産業分類の定めによる）

- 小売業
- 飲食店（酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）
- 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 小川町駅周辺の集客やイメージアップに寄与すると認められる事業

【対象地域】

- 都市計画法第8条の規定に基づく小川町内の商業地域（小川町駅南側周辺エリア）

【補助対象経費及び補助金額】

補助対象経費	補助率	補助限度額
店舗等改修費	2分の1以内	50万円（初回のみ）
店舗等賃借料	2分の1以内	2万5千円／月 （開店から12箇月間）

※町の要綱に基づく工事で、事前に申請し、決定を受けた工事が対象です。

【補助対象の要件】

- 週5日昼間の営業が可能で、事業を2年以上継続して行う見込みがあること
- 新規出店者と店舗所有者が2親等以内の親族でないこと
- 町税等の滞納がないこと など

【募集期間】

- 平成29年7月3日（月曜日）から予算終了まで

【その他】

- 改修工事の施工業者は町内に事業所を有する業者とします。
- 補助の決定に当たっては、事業サポート機関（小川町商工会）の審査を経て判定します。



【問合せ】 小川町役場 にぎわい創出課
☎ 0493-72-1221 内線 231・232
小川町商工会
☎ 0493-72-0280